

改正理由

委員会における副学長と副学長補佐の扱いを整理するため、所要の改正を行うものである。なお、今回の改正は、委員会の審議内容等を変更するものではないため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。（改正に当たっては、当該の委員会の意見を聴取し、了承を得ている。）

東京学芸大学教務委員会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年6月30日

東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成17年規程第24号

東京学芸大学教務委員会規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学教務委員会規程（平成11年規程第4号）
- (2) 東京学芸大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（平成16年規程第11号）
- (3) 東京学芸大学学生委員会規程（平成11年規程第5号）
- (4) 東京学芸大学就職委員会規程（昭和56年規程第6号）
- (5) 東京学芸大学学部入試委員会規程（昭和41年規程第18号）
- (6) 東京学芸大学大学院教育学研究科入試委員会規程（平成16年規程第6号）
- (7) 東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程（平成10年規程第16号）
- (8) 東京学芸大学短期留学プログラム実施委員会規程（平成14年規程第11号）

東京学芸大学入学者選抜方法調査・研究委員会設置要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成17年6月30日

東京学芸大学長

鷲山恭彦

東京学芸大学入学者選抜方法調査・研究委員会設置要項の一部を改正する要項

東京学芸大学入学者選抜方法調査・研究委員会設置要項（昭和53年10月4日代議員会決定）の一部を改正する要項について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教務委員会規程の一部改正について

改正理由：出席し、意見を述べる事ができる副学長の担当名を明記することとし、併せて、副学長補佐も同様に出席し、意見を述べる事ができることとするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="235 448 320 480">〔省略〕</p> <p data-bbox="159 520 376 552">（副学長等の出席）</p> <p data-bbox="125 560 1093 624">第8条 <u>副学長（教育等担当）及び副学長補佐</u>は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる事ができる。</p> <p data-bbox="125 632 1075 663">2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p data-bbox="210 703 295 735">〔省略〕</p> <p data-bbox="203 775 286 807"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="152 815 689 847"><u>この規程は、平成17年7月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1252 448 1337 480">〔省略〕</p> <p data-bbox="1173 520 1391 552">（副学長等の出席）</p> <p data-bbox="1140 560 2054 592">第8条 <u>副学長</u>は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる事ができる。</p> <p data-bbox="1140 632 2094 663">2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p data-bbox="1225 703 1310 735">〔省略〕</p>

東京学芸大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長補佐が出席し、意見を述べるができることとするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 368 331 400">〔省略〕</p> <p data-bbox="197 480 412 512">(副学長等の出席)</p> <p data-bbox="154 517 1099 584">第8条 副学長(教育等担当)及び副学長補佐は、委員会に出席し、意見を述べる ことができる。</p> <p data-bbox="241 663 331 695">〔省略〕</p> <p data-bbox="230 735 315 767"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="181 772 707 804"><u>この規程は、平成17年7月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1245 368 1335 400">〔省略〕</p> <p data-bbox="1200 480 1393 512">(副学長の出席)</p> <p data-bbox="1158 517 2089 549">第8条 副学長(教育等担当)は、委員会に出席し、意見を述べる ことができる。</p> <p data-bbox="1245 663 1335 695">〔省略〕</p>

東京学芸大学学生委員会規程の一部改正について

改正理由：出席し、意見を述べる事ができる副学長の担当名を明記することとし、併せて、副学長補佐も同様に出席し、意見を述べる事ができることとするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（副学長等の出席）</p> <p>第8条 <u>副学長（教育等担当）及び副学長補佐</u>は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる事ができる。</p> <p>2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成17年7月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（副学長等の出席）</p> <p>第8条 <u>副学長</u>は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる事ができる。</p> <p>2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学就職委員会規程の一部改正について

改正理由：出席し、意見を述べる事ができる副学長の担当名を明記することとし、併せて、副学長補佐も同様に出席し、意見を述べる事ができることとするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（副学長等の出席）</p> <p>第6条 <u>副学長（教育等担当）及び副学長補佐</u>は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる事ができる。</p> <p>2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成17年7月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（副学長等の出席）</p> <p>第6条 <u>副学長</u>は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる事ができる。</p> <p>2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学学部入試委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長（教育等担当）は、委員会の構成員ではなく、出席し、意見を述べる  
 ことができることとし、併せて、副学長補佐も同様に、出席し、意見を述べる  
 ことができることとするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕                      （組織）                      第3条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各3名                      (2) 学長から推薦された者 若干名                      （任期）                      第4条 前条第1号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で欠員のため補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。                      2 前条第2号の委員の任期は、1年とする。                      （委員長等）                      第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1号に掲げる委員の互選により定める。                      〔省略〕                      （副学長等の出席）                      第7条 副学長（教育等担当）及び副学長補佐は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p>第8条 〔省略〕                      第9条 〔省略〕                      （拡大学部入試委員会）                      第10条 第2条各号の審議事項のうち、次の各号については、委員会に第8条第1項第7号の専門委員（以下「教室代表委員」という。）を加えた委員会（以下「拡大学部入試委員会」という。）において審議する。                      (1)～(5) 〔省略〕                      2～4 〔省略〕                      第11条 〔省略〕                      第12条 〔省略〕                      〔省略〕</p> <p>附 則  <u>この規程は、平成17年7月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕                      （組織）                      第3条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。                      (1) <u>副学長（教育等担当）</u>                      (2) 各学系の教授会構成員から選出された者 各3名                      (3) 学長から推薦された者 若干名                      （任期）                      第4条 前条第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で欠員のため補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。                      2 前条第3号の委員の任期は、1年とする。                      （委員長等）                      第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第2号に掲げる委員の互選により定める。                      〔省略〕</p> <p>第7条 〔省略〕                      第8条 〔省略〕                      （拡大学部入試委員会）                      第9条 第2条各号の審議事項のうち、次の各号については、委員会に第7条第1項第7号の専門委員（以下「教室代表委員」という。）を加えた委員会（以下「拡大学部入試委員会」という。）において審議する。                      (1)～(5) 〔省略〕                      2～4 〔省略〕                      第10条 〔省略〕                      第11条 〔省略〕                      〔省略〕</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科入試委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長（教育等担当）は、委員会の構成員ではなく、出席し、意見を述べる  
 ことができることとし、併せて、副学長補佐も同様に、出席し、意見を述べる  
 ことができることとするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕                      （組織）                      第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>（1）研究科担当教員のうちから、専攻ごとに選出された者 各1名                      （2）研究科長から推薦された者 若干名                      （任期）                      第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。                      （委員長等）                      第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1号に掲げる委員の互選により定める。                      2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。                      3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。                      〔省略〕                      （副学長等の出席）                      第7条 副学長（教育等担当）及び副学長補佐は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p>第8条 〔省略〕                      第9条 〔省略〕                      第10条 〔省略〕                      第11条 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u>                      この規程は、平成17年7月1日から施行する。</p>	<p>〔省略〕                      （組織）                      第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。                      （1）<u>副学長（教育等担当）</u>                      （2）研究科担当教員のうちから、専攻ごとに選出された者 各1名                      （3）研究科長から推薦された者 若干名                      （任期）                      第4条 <u>前条第2号及び第3号の委員</u>の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。                      （委員長等）                      第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第2号に掲げる委員の互選により定める。                      2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。                      3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。                      〔省略〕</p> <p>第7条 〔省略〕                      第8条 〔省略〕                      第9条 〔省略〕                      第10条 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長（教育等担当）は、委員会の構成員ではなく、出席し、意見を述べる  
ことができることとするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（組織） 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学系長が互選した者 1名 (2) 各学系の教授会から推薦された教員 各2名 (3) 保健管理センター教員 1名 (4) 事務系職員 2名 (5) その他委員長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第2号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（会議） 第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。</p> <p>2 副学長（教育等担当）は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p>3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成17年7月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（組織） 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>副学長（教育等担当）</u> (2) 学系長が互選した者 1名 (3) 各学系の教授会から推薦された教員 各2名 (4) 保健管理センター教員 1名 (5) 事務系職員 2名 (6) その他委員長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第3号から第6号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（会議） 第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。</p> <p>2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学短期留学プログラム実施委員会規程の一部改正について

改正理由：出席し、意見を述べる事ができる副学長の担当名を明記することとし、併せて、副学長補佐も同様に出席し、意見を述べる事ができることとするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(副学長等の出席)</p> <p>第12条 <u>副学長(教育等担当)及び副学長補佐</u>は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる事ができる。</p> <p>2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成17年7月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(副学長等の出席)</p> <p>第12条 <u>副学長</u>は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる事ができる。</p> <p>2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学入学者選抜方法調査・研究委員会設置要項の一部改正について

改正理由：出席し、意見を述べる事ができる副学長の担当名を明記することとし、併せて、副学長補佐も同様に出席し、意見を述べる事ができることとするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="255 448 338 480">〔省略〕</p> <p data-bbox="174 520 394 552">（副学長等の出席）</p> <p data-bbox="143 560 1093 624">第6 <u>副学長（教育等担当）及び副学長補佐</u>は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる事ができる。</p> <p data-bbox="143 632 1070 695">2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p data-bbox="232 743 315 775">〔省略〕</p> <p data-bbox="219 815 302 847"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="170 855 707 887"><u>この要項は、平成17年7月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1272 448 1355 480">〔省略〕</p> <p data-bbox="1200 520 1420 552">（副学長等の出席）</p> <p data-bbox="1169 560 2051 592">第6 <u>副学長</u>は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる事ができる。</p> <p data-bbox="1169 632 2087 695">2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p data-bbox="1249 743 1332 775">〔省略〕</p>